

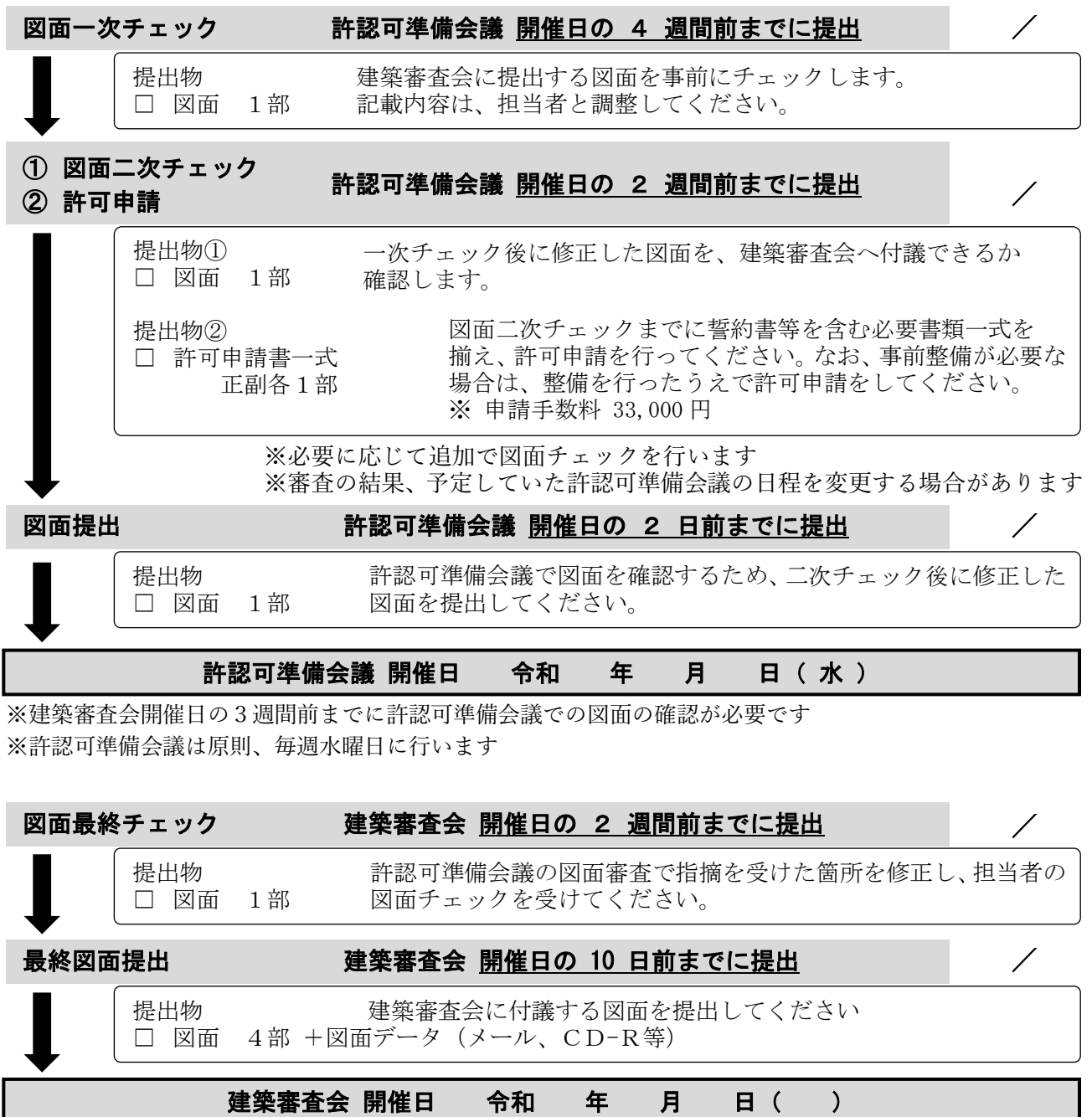
**建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可
建築審査会包括同意基準に該当しない個別許可を受ける方へ**

横浜市建築局市街地建築課許認可担当

事前相談の結果、道路判定委員会において個別提案基準を適用することがやむを得ないと判断された案件については、以下の建築審査会用資料を作成し、提出期限日までに市街地建築課許認可担当に提出してください。

以下のフローは最短のスケジュールです。建築審査会の開催日の1～2か月前までには許可申請を行ってください。各期限における資料提出の状況や図面の内容等により、下記よりも時間を要する可能性がありますので、なるべく早い段階で相談、資料提出をお願いします。また、必要書類が整わない場合は、予定していた建築審査会の日程を見送ります。

なお、以下フローにおける「図面」とは「建築審査会に付議する資料」を指します。



※建築審査会の同意後から許可までは、2～3週間かかります
※建築審査会は原則毎月開催ですが、4月及び8月は休会のためご注意ください